

きょうどう

2021年1月1日号

NO. 34

経営理念

- 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「阿蘇谷の雲海」、阿蘇湯浦にて撮影

明けましておめでとうございます

代表社員 田中 芳幸

みなさま新しい年を迎えいかがお過ごしでしょうか。昨年、新型コロナウイルスの感染拡大により世界中が大変な状況となりました。拡大は今なおを続いています。医療現場や福祉関係等の最前線の仕事に従事されている方々に心からの感謝を表したいと思います。

私たちをとり巻く環境も一変しました。営業活動を行うこともままならないなど、今まで経験したことが無いような状況となっている事業者の方も多いのではないのでしょうか。当事務所では微力ではありますが皆様の経営や暮らしの安定のため、様々な対策等をご支援してまいります。

コロナ禍のなかで見えてきたものもあります。いままで世界で推し進められてきた新自由主義に対する見方です。新自由主義政策のもと医療費や福祉予算の削減・所得格差の拡大などの政策がとられてきました。これにより、コロナ禍では、一番弱い立場の人たちが苦しめられています。これではいけないと世界中でこの政策を見直す動きが起きているのです。

日本の政府の政策はどうでしょうか。医療現場への支援は無し、消費税の減税も無し、雇用や事業維持の支援は終了です。一方でやってきたことは感染拡大につながる「Go To」事業継続など、「自助」を前面にしての「無為無策」の政策ばかりです。今年は秋までに必ず総選挙があります。より良い社会をめざししっかり考えていきたいものです。

当社は、経営理念に「経営と暮らしの発展」を掲げています。事務所一丸となりその実現に向け奮闘してまいります。

社告

代表社員変更のお知らせ

この度、下記のとおり代表社員の変更をいたしました。謹んでお知らせいたします。

今後とも、引き続きご支援・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

記

- 一 代表社員 田中 芳幸
- 一 就任年月日 2021年（令和3年）1月1日
2021年1月1日

税理士法人第一経営共同経理
代表社員税理士 田中 芳幸

就任のご挨拶

このたび、荒尾寿味雄代表社員税理士の退任に伴い、後任として代表社員税理士に就任いたすことになりました。

つきましては、はなはだ微力ではございますが社業の発展に専心努力してまいりたいと思います。

おかげ様をもちまして共同経理は昨年創立45周年を迎えることができました。これもひとえに皆様のご支援とお引き立てによるものと深く感謝いたしております。この節目に代表を承継いたしますことに身の引き締まる思いです。

皆様の経営と暮らしの発展に寄与する事務所であるべく業務に邁進する所存です。今後とも前任者同様ご支援お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

早速拝眉の上ご挨拶申し上げるべきところ略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

2021年1月1日

税理士法人第一経営共同経理
代表社員税理士 田中 芳幸

退任のご挨拶

2020年12月31日をもって、代表社員税理士を退任いたしました。故甲斐健彦代表社員税理士の後任として在任中は、顧問先様ならびに関係各位にはひとかたならぬご支援ご鞭撻を賜り誠にありがとうございました。後任の田中芳幸代表社員税理士は、当事務所生え抜きの努力家でございますので、今後も倍旧のお引き立てを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私は、今後とも社員税理士として社業に従事いたします。併せてよろしくお願いいたします。

2020年12月31日

社員税理士 荒尾寿味雄

共同経理 45年の歩み

1975 (S50)		所得税の最高税率75% (課税所得8,000万円超)
	11月	甲斐健彦、菊池税務署退職 菊池市上町にて甲斐健彦(44歳)、城昇(60歳)の税理士2名、職員1名、計3名で開業 当初、株式会社熊本共同経理経営研究所菊池事務所として発足
1977 (S52)	3月	菊池市議選に甲斐が初立候補(落選)
	7月	菊池市北宮に事務所兼自宅を建設。併せてミロクコンピュータを導入
1978 (S53)		所得税の最高税率50% (課税所得2,000万円超)
1981 (S56)	3月	甲斐、菊池市議選2位で当選(1期目)
1983 (S58)	8月	有限会社共同経理事務所となり牛島事務所より独立
1985 (S60)	3月	甲斐、菊池市議選に8票差で落選
1988 (S63)	7月	エッサムコンピュータ導入
1989 (H01)	3月	甲斐、菊池市議選トップ当選(2期目)
	4月	消費税導入税率3%(竹下内閣)
1993 (H05)	3月	甲斐、菊池市議選当選(3期目)
	8月	税経新人会北海道研修。職員全員参加
1995 (H07)		所得税の最高税率50% (課税所得3,000万円超)
	4月	現在地に新事務所を建設
	11月	ミロクコンピュータ導入
1997 (H09)	1月	荒尾壽味雄(55歳)熊本国税局退職後、税理士として入社
	3月	甲斐、菊池市議選当選(4期目)
	4月	消費税率5%へ引き上げ(橋本内閣)
1998 (H10)	2月	荒尾壽味雄税理士、行政書士資格取得
	10月	全国税制懇話会秋季研究会を菊池市で開催
1999 (H11)		所得税の最高税率37% (課税所得1,800万円超)
	6月	城税理士死去(享年85歳)
2000 (H12)	11月	開業25周年式典(税理士2名、職員11名)
2001 (H13)	3月	甲斐、菊池市議選当選(5期目)
2002 (H14)	6月	国税不服審査事案で更正処分全部取り消しの完全勝利判決を勝ち取る
	10月	コンピュータ入替ミロク「AceLink」導入
2003 (H15)	3月	税理士法人第一経営共同経理設立(甲斐健彦代表社員税理士)
	8月	税経新人会全国研究集会を熊本市で開催(荒尾壽味雄税理士、税経新報賞受賞)
2004 (H16)	4月	消費税免税点引き下げ(3,000万円から1,000万円へ)
		消費税簡易課税適用上限引き下げ(2億円から5,000万円へ)
2005 (H17)	11月	開業30周年(税理士2名、職員10名)
2006 (H18)	5月	甲斐、菊池市議会議員引退(5期21年)
2007 (H19)		所得税の最高税率40% (課税所得1,800万円超)
2011 (H23)	3月	東日本大震災
	6月	コンピュータ入替ミロク社製「NX-Pro」導入
2012 (H24)	4月	復興特別法人税の導入
2013 (H25)	1月	復興特別所得税の導入(2014(H26).3月で廃止)
2014 (H26)	4月	消費税率8%へ引き上げ(安倍内閣)
	5月	田中芳幸税理士登録
	10月	開業40周年式典(税理士3名、職員9名)
2015 (H27)		所得税の最高税率45% (課税所得4,000万円超)
		相続税基礎控除縮減
2016 (H28)	4月	熊本大地震
	8月	甲斐健彦代表社員税理士死去、荒尾壽味雄代表社員税理士に就任
2019 (R1)	10月	消費税率10%へ引き上げ(安倍内閣)
2020 (R2)	4月	所得税基礎控除48万円に引き上げ
	12月	荒尾壽味雄代表社員税理士退任 ※開業45周年記念式典、コロナのため取止め
2021 (R3)	1月	田中芳幸代表社員税理士に就任

【顧問先訪問】

法人名：合同会社フィールドリサーチ

所在地：熊本市北区清水亀井町 50-60

電話：096-345-1466

代表者：寺崎昭典

熊本県希少野生動植物検討委員(昆虫班代表)

国交省 立野ダム委員・河川水辺の国勢調査アドバイザー



今回の顧問先訪問は法人名だけでは想像できませんが前身の個人時代より「寺崎動植物調査研究所」というお名前です。「動植物の調査」に関する業務を行われています。戦後の日本の復興を支えた団塊の世代で現在 72 歳、代表の寺崎昭典さんにお話を伺いました。



〈オオルリシジミ〉 熊本県指定希少野生動植物

Q：寺崎先生の経歴をお聞かせ下さい。

A：八代郡氷川町生まれです。小さい頃は「魚」が好きで高校生になってから「虫」にはまる様になりました。夢中になりすぎ(笑)2浪の末、大学に。大学卒業後、教師になり私立九州女学院高校で生物を教えておりました。学校が春、夏、冬の休みになると早稲田大学の学術調査の一員として時には息子と二人で南米、アフリカ、ヒマラヤ、東南アジアへと出かけ「チョウ・トンボ」を探し回りました。しかし、50歳の時クモ膜下出血で倒れ、2週間意識不明で医療関係者からも復帰は厳しいとの判断でしたが、奇跡的に回復する事が出来、これからは好きな昆虫をやりとうと決意し退職。現在に至っております。

Q：事業の内容をお聞かせください。

A：熊本県や各コンサル会社から依頼を受け道路(高速道路、国・県道、林道)建設、開発(産業廃棄物、太陽光・風力発電)工事、農業の区画整備等、自然環境が改変されるときに動植物の生息・生育状況を調査し、工事の影響を調べる業務を行います。影響が大きい時には保全措置として希少植物の移植、昆虫類では食草・食樹の移植、また、貴重なクモ類では開発の影響のないところへの移住を行っています。同時に小学生を対象に昆虫教室等も楽しくやっています。

Q：「昆虫を調査する」とはどのように行うのでしょうか。

A：現在県内では 8000 種近くの昆虫が記録されています。皆さん「昆虫」で連想されるのは、オニヤンマ、赤とんぼ、カブトムシ、クワガタムシ、モンシロチョウ、アゲハチョウなどの大型で色彩が目立つ昆虫だと思います。しかし、多くは 5mm 以下の双眼実体顕微鏡で識別できる種です。昆虫は発生の時期が種により異なり基本、春、夏、秋の 3 季で調査をします。冬季に行うのが簡単な種もあります。調べる方法は「捕虫網」という道具を使い樹木の上や下草まで網を振って目に付かない昆虫類を採ります。飛んでる昆虫も網ですくいます。夜行性の昆虫は、新月の時にシート程の広さの白布にブラックライトを点灯させ集めた昆虫を調べます(ライトトラップ)。酢酸エチルが入った毒瓶と言われる容器で昆虫類を捕獲します。条件がよいと、このライトトラップ調査で多種の昆虫が記録できます。

地面を徘徊する夜行性の昆虫類は地面に穴を掘り、紙コップを地面と同じ高さに埋め、そのコップに乳酸飲料水、腐肉、焼酎などのアルコール類を入れると、昆虫類が落ちていきます。これを「ベイトトラップ」といいます。



〈インドネシア・スラウエシ島〉

Q：今後の抱負をお聞かせ下さい。

A：調査結果の正確な記録、分析、保全は常に心がけています。調査は野外ですので、注意しないと危ない場所も経験しています。私の基本スタイルは「仕事は楽しく、生命をかけない」です。「好きな事」を仕事に出来るととても幸せです。今からも好きな昆虫を楽しんで探したいと思っています。

編集後記：興味深い海外でのエピソードを多数聞かせてもらいました。熱烈な歓迎を受けた台湾、子供達が手伝ってくれたフィリピン、毒蛇と遭遇したマレーシア、当局から怪しまれた軍事政権時の韓国と「本」が出来そうです。全く飲めなかったお酒がくも膜下出血を克服した後、なぜか飲める様になったとか「日本酒にチーズは合いますよ」と教えてもらいました。早速、試します。ありがとうございました。

消費税減税で 医療・生活支援を♡

～～高齢者いじめ・兵器購入ではなく～～

消費税 10%への増税、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大、さらには日本各地を襲った豪雨災害の多発により、日本経済と国民生活は大きなダメージを受けています。このような状況の下、経済を活性化させ国民の生活を活気づける有効な対策が求められています。しかし、安倍政治を継承した菅政権は、感染症対策より景気対策重視の姿勢で Go To トラベルに固執してコロナ感染を拡散・拡大させ、「Go To トラベル中止」の声が高まり内閣支持率が急落して、年末に急遽中断せざるを得なくなりました。

《許せない！ 高齢者いじめの「2割負担」》

「Go To」に代わる支援策が求められる情勢であるところに菅自公政権は、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を倍増する方針を決定しました。年収 200 万円以上の年金収入のある者に、現在 1 割の窓口負担を倍増して 2 割負担にしようというのです。現在 1 割負担の高齢者のうち約 370 万人の年金受給者が負担増を強いられることとなります。

この「2割負担」は、菅首相と公明党・山口代表の駆け引きの産物として、ホテルで会食をしながら合意されたというのです。国民には自粛・マスク会食を要請しながら国政の重要なことをこのようにして決定するなど言語道断というべきです。

「後期高齢者」と呼ばれる 75 歳以上の世代は、戦後日本の発展・成長を牽引し貢献した世代です。年金生活者となった老後の生存を脅かす医療費負担の倍増という血も涙もない仕打ちはもつてのほかです。

社会保障の安定とそのため財源である消費税が 10%に増税されたばかりの今、社会保障を後退・悪化させる高齢者の医療費負担倍増を許すわけにはいきません。消費税減税で年金生活者、高齢者の生活を支援すべきです。

《軍拡止めてコロナ対策、消費税減税を》

昨年末閣議決定された 2021 年度予算案は、総額 106 兆 6,097 億円と過去最大規模となり、軍事費も過去最大の 5 兆 3,422 億円(総額)と 7 年連続で更新させています。ここで注目されるのは、6 月に導入が断念された「イージス・アショア」(陸上配備型迎撃ミサイルシステム)の代替策として、「イージス・システム搭載艦」2 隻を新造するための調査費 17 億円が計上されたことです。

新造イージス艦は 2 隻で 5,000 億円以上とされ、陸上イージスの本体約 4,000 億円を大きく上回ります。さらに、運用維持費などを含めれば 1 兆円を超える可能性もあり、青天井の大軍拡となります。そもそも、弾道ミサイルをめぐっては、「防衛網」を整備しても攻撃側が新たなミサイルを開発するというイタチごっこで、際限のない軍拡競争になることが懸念されます。軍事費の膨張は、消費税増税の歯止めがかからなくなる危険性があります。アメリカ言いなりに爆買した超高額兵器の導入は直ちに中止し、コロナ対策・医療現場への支援に振り向けるべきです。

《効果的な消費税減税》

軍事費の削減や、税金の使い方を国民本位に改め、大儲けをしている大企業や、納税の力のある大金持ちや大資産家にきちんと税負担をさせることで、高齢者の医療費負担を増やす必要もなくなり、消費税の減税も可能になります。今必要なことは、コロナで苦しんでいる町の中小企業や事業者、コロナに懸命に向かい合い取り組んでいる医療関係者、高齢者や社会的弱者と呼ばれる方たちへの最大限の支援です。コロナ感染を食い止め、そのための財政支援を十分に行い、町や地域を復旧させることです。そうすることで生活が立ち直り、地域経済が活性化し、景気も回復していきます。消費税の減税はこのための大きなカンフルとなり得ます。(荒尾寿味雄)



(2020 年 12 月 22 日 しんぶん赤旗所載)

新型コロナウイルス感染症対策による各種措置等について

今回は、コロナ禍における税制をはじめ各種の措置等についての現状や今後の見込みなどについて確認したいと思います。

1. 納期限の延長（国税庁、令和2年12月15日追加公表）

令和元年分の申告所得税等について、新型コロナウイルス感染症の影響で現在も申告できておらず今後確定申告（個別延長）される予定の方は、令和2年分の確定申告を行うまでに行うことができます。（令和2年分の確定申告と同時でも差し支えありません。）

なお、令和元年分の申告所得税等の申告期限は、2020年3月15日から2020年4月16日に延長されましたが、2021年の令和2年分の申告期限延長については、現状では公表されておられません。

2. 納税の猶予

新型コロナ特法により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、納税の猶予の特例が創設されています。

納税の方法は、猶予の種類により、①1年間据え置かれる場合、②猶予期間中に分割納付をする場合があります。

要件は、①令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少していること、②国税を一時に納付することが困難な場合 となっています。

なお、政府は、この猶予の措置を現行では2021年1月末までの納付分となっているものを、さらに1年程度延長する方向で検討に入ったとの報道もなされています。今後の動きに注目する必要があります。

3. 調査の再開

コロナ禍での税務調査は、感染拡大防止の観点から控えられていましたが、昨年の10月から新規調査が再開されています。ただし、納税者の個々の状況を勘案しつつ調査に着手することとされており、納税者の状況により調査対応が困難である場合には、調査日程を先送りすることもあり得ることになっているようです。また、書面によるお尋ねなど、様々な形での接触がなされているようです。何かありましたらすぐに共同経理にご連絡ください。

4. 持続化給付金及び家賃給付金等の課税関係

持続化給付金及び家賃支援給付金の給付金は、所得税や法人税では課税対象となっています。給付を受けた個人事業主は、令和2年分の確定申告で、収入金額に含めて申告する必要があります。ただし、消費税は課税されません（不課税取引）。国から国民に一律10万円が給付された「特別定額給付金」は、特例法を制定して非課税となっています。

なお、持続化給付金及び家賃支援給付金の申請は今年の1月15日までとなっております。昨年12月21日に閣議決定された2021年度政府予算案に盛り込まれなかったため延長措置はとられない見込みです。

5. 今後

現在も感染拡大は終息していない状況であります。納期限の特例などについて追加の措置が取られる可能性もありますので、国税庁などの発表を注意深く見ていく必要があるでしょう。

前期比マイナス 38%の大減益

あ～痛ッ!! 消費税増税

春先からのコロナ感染症が第2波・第3波と拡大が続き、地場中小企業にとっては厳しい経営を強いられる状況となりました。総体的には、売上高は前期比96%と小幅な減少に止まりましたが、申告所得は同75%、営業利益は同62%と大幅な減益となりました。

表①法人税の申告状況

【卸・小売業】卸売業：売上げはほぼ維持したが、申告所得は赤字が拡大した。1社が営業利益を大きく伸ばして前年対比を引き上げた。小売業は前々期比では大幅上昇となったが、前期の勢いは全くなくなって所得を大きく減らした。

【建設・農林・製造業】建設業は、売上げは維持したが営業利益が大幅な赤字となって、申告所得が前期比70%、前々期比21%と大きな減少となった。総利益(粗利)は前期並みながら営業利益の悪化は、熊本地震後の業況縮小傾向の関連が懸念される。農林業は引き続き好調。製造業は売上微減ながら申告所得を伸ばして健闘。

【運輸・サービス業】飲食関係がコロナ禍の最大の被害者となって売上の大幅減少、申告所得は赤字を拡大させた。業全体の売上は前期をクリアしたが、営業利益・申告所得は大きく落ち込んだ。

表① 法人税の申告状況 ～前期・前々期対比～

事業種別	件数	対前々期				対前期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
卸・小売業	23	99%	102%	276%	136%	92%	96%	120%	71%
建設・農林・製造業	47	100%	90%	-14%	59%	100%	99%	-53%	105%
運輸・サービス業等	28	104%	99%	132%	6%	106%	102%	-147%	6%
合計	98	100%	96%	58%	72%	96%	99%	62%	75%

※-%=前(々)期プラス、今期マイナスのもの。前(々)期+100・今期-100の場合-200%と

※⊗%=前(々)期、今期ともにマイナスのもの。前(々)期-100・今期-200の場合200%と表示

表② 申告態様別状況

区分	年度	件数		金額 @千円	
黒字申告	18(H30)	39	41%	219,659	5,632
	19(R1)	38	40%	206,342	5,430
	20(R2)	39	41%	183,330	4,701
赤字申告	18(H30)	33	34%	-72,895	-2,209
	19(R1)	34	35%	-69,254	-2,037
	20(R2)	31	32%	-76,122	-2,456
〇申告	18(H30)	24	25%		
	19(R1)	24	25%		
	20(R2)	26	27%		

表②申告態様別状況

黒字申告の件数・割合はほぼ同様に推移したが、申告所得額は減少傾向。赤字申告(件数・割合)は若干減少したが、赤字額が増加した。対照して0申告(件数・割合)が若干の増加となった。2019年の申告状況(通年)に比べて所得金額はおおきく減少し、赤字額が大きく増加している。

表③消費税課税区分別状況

課税標準(売上)は対前期96%と落ち込んだが、納税額は116%と前期より16ポイントも増加した。19/10月の税率引き上げの「効果」が如実に現れた。

表③ 消費税課税区分別状況 (1社当り)

(金額=千円)

区分	前 期		当 期		対 前 期 (%)		件数
	課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額	
本則課税	193,872	3,243	185,099	3,777	95%	116%	40
簡易課税	23,559	679	24,681	796	105%	117%	22
総平均	133,438	2,333	128,177	2,720	96%	117%	62

2020年4月1日 消費税導入 32 年目「怒りのパレード」(熊本市内)



消費税廃止熊本県各界連絡会(荒尾寿味雄代表=写真左端)は、消費税が導入されて32年目の4月1日(水)、熊本市内で宣伝活動を行い市中心部の商店街をデモ行進して、買い物中や通行中の市民に消費税5%への減税を訴えました。

各界連は、消費税導入の日の24日に月例の宣伝、署名行動を行っています。また10月1日の消費税増税強行の日には、宣伝、署名とともにシール投票を行って5%への減税をアピールしました。

例年、消費税法が強行採決された12月24日には、「怒りのクリスマスパレード」を展開、「消費税減税・生活を護る」行動を行っています。

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

1月 4日(月)

10月決算法人の確定申告期限

1月20日(水)

令和2年7月～12月分源泉所得税
納期特例届出書提出者の納期限

2月 1日(月)

給与支払報告書・支払調書の提出
11月決算法人の確定申告期限

3月 1日(月)

12月決算法人の確定申告期限

3月15日(月)

令和2年分所得税の確定申告期限

3月31日(水)

令和2年分消費税の確定申告期限
1月決算法人の確定申告期限

4月30日(金)

2月決算法人の確定申告期限

5月31日(月)

3月決算法人の確定申告期限

6月30日(水)

4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月 5日(火)

臨時休業日 3月16日(火)

※ 無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月8日(金)・2月10日(水)・3月10日(水)
4月9日(金)・5月10日(月)・6月10日(木)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見
やご要望をお聞かせください。